



コキア

松風だより

編集発行人
税理士法人
松尾会計
税理士 松尾きくゑ
税理士 村田正和
税理士 松尾優子
〒525-0028
草津市上笠4-33-13
TEL 077(565)3238
FAX 077(562)3287
<https://www.kaikei-home.com/matsuo/>

10月 (神無月) OCTOBER 13日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ワンポイント ペポルインボイス

ペポル (Peppol) とは、インボイスなどの電子文書をネットワーク上でやり取りするための国際標準規格です。ペポルインボイスに対応した会計ソフト等を利用する場合、取引先の会計ソフト等がペポルの規格に対応していれば、異なるシステム間でもインボイスの送受信や自動処理を行うことができます。

10月の税務と労務

- 国 税 / 9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税 / 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税 / 8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税 / 2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税 / 11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税 / 個人住民税第3期分の納付 市区町村の条例で定める日
- 労 務 / 労働者死傷病報告 (7月~9月分) 10月31日
- 労 務 / 労災の年金受給者の定期報告 (7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務 / 労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

基礎控除などの見直しと確定申告

令和7年度税制改正で、所得税の基礎控除や給与所得控除に関する見直しと特定親族特別控除の創設が行われました。

改正の概要は、①合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されたこと、②給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられたこと、③居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最大63万円を控除する特定親族特別控除が創設されたこと、④扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が10万円引き上げられたことで、令和7年12月1日から改正されます。

年途中で死亡した場合や年途中で出国をする場合には確定申告 (準確定申告) をする必要があります。11月30日以前に

これらの確定申告書を提出する場合、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等については適用されないことになります。ただこの場合でも、令和7年12月1日から令和12年12月2日までに更正の請求を行うことで、令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。なお、基礎控除額については58万円に改正されたうえで、合計所得金額に応じて37万円・30万円・10万円・5万円の加算があります。ただしこの加算は、居住者についてのみ適用がありますので、令和7年中を通じて非居住者となる人の基礎控除額は、合計所得金額が2,350万円以下の場合、58万円になります。

年途中で死亡した場合の申告等の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内です。令和7年11月30日以前に死亡した場合でも、確定申告書の提出が12月1日以後の場合には、基礎控除の見直し等の適用を受けることができます。

10月の税務ピックアップ

特別農業所得者の予定納税

前年において特別農業所得者であった居住者や、その年において特別農業所得者であると見込まれることについて承認を受けた居住者は、予定納税基準額が15万円以上である場合には、その年の11月に予定納税基準額の2分の1相当額を納付しなければなりません。その場合、予定納税額はその年の10月15日までに通知されます。

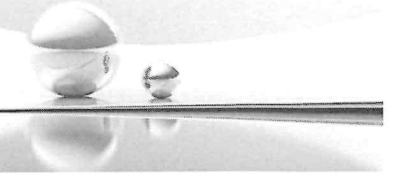
特別農業所得者とは、その年において農業所得の金額が総所得金額の10分の7相当額を超え、かつ、その年の9月1日以後に生ずる農業所得の金額がその年中の農業所得の金額の10分の7を超える人をいいます。農業所得は、米・麦・たばこ・果実・野菜もしくは花の生産や栽培、または養蚕などの事業から生ずる所得をいいます。また、居住者であるかどうかの判定は、その年の10月31日の現況で判断します。

ふるさと納税の指定取消し

総務省は6月、長野県須坂市と岡山県吉備中央町について、ふるさと納税の指定を取り消しました。指定の取消しは、今回が4例目と5例目になります。須坂市は募集適正基準と地場産品基準に、吉備中央町は返礼品を寄附額の3割以下にする基準に適合していないことが確認されたことが、取消しの理由で

す。指定の取消しは、令和7年6月17日から2年間です。総務省は、必要な制度上の見直しを行いながら、ふるさと納税が本来の趣旨に沿って適正に運用されるように取り組んでいく、とコメントしています。両自治体に対して令和7年6月17日以後に寄附を行っても、ふるさと納税の対象にはなりません。同日前に寄附の申し込みがされ、納付された寄附は、寄附金控除の対象になります。

令和7年度税制改正 退職所得控除 の調整規定



確定拠出年金の老齢給付金を一時金で受け取った場合、退職所得として課税されます。その後、一定の期間内に他の退職金を受け取った場合、退職所得控除額の調整をする必要がありますが、令和7年度税制改正で、対象となる期間が変わりました。今回は、退職所得控除の仕組みや、改正された調整規定について見ていきます(※)。

※ 本稿は一般退職手当等の場合を前提とした内容になっていません。勤続年数等によっては計算方法が異なる場合がありますのでご注意ください。

退職所得とは

退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいいます。退職所得には、社会保険制度などにより退職に基因して支給される一時金や、確定拠出年金法に規定する企業型年金規約や個人型年金規約に基づいて老齢給付金として支給される一時金なども含まれます。

退職所得の金額は、原則として収入金額から退職所得控除額を差し引いた金額に2分の1を乗じて計算します。税額は、原則として他の所得と分離して所得税額を計算します(【図1参照】)。

退職手当を支払うときは、退職者から提出された「退職所得の受給に関する申告書」に記載されている勤続年数を基に源泉徴収税額を計算して、所得税の提出がない場合は、支給額に20・42%の税率を乗じて計算した税額を源泉徴収します。

確定拠出年金とは
確定拠出年金は、拠出された掛金とその運用益との合計額を

【図1】退職所得の金額の計算

退職金(源泉徴収される前の収入金額)		
退職所得控除後の金額	退職所得控除	
↓ × 1/2	勤続年数	退職所得控除額
退職所得の金額	20年以下	40万円×勤続年数 最低80万円
	20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※5 特定役員退職手当等については1/2の適用はありません

- ※1 勤続年数に年未満の端数がある場合は、1年に切り上げます
- ※2 障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、100万円を加算します
- ※3 前年以前に退職金を受け取ったことがあるときなど、控除額の計算が異なる場合があります
- ※4 確定拠出年金の一時金の場合の勤続年数は、確定拠出年金の拠出期間です

2か所以上からの退職金

退職金は、長年の勤労に対する報償的給与として一時に支払われるものであり、退職後の生活の原資に充てられることから、退職所得控除を設けることや、他の所得と分離して課税されることで、税負担が軽くなるように配慮されています。

ただし、同じような時期に2か所以上から退職金等の支払いを受ける場合には、退職所得控除の調整が必要になります。

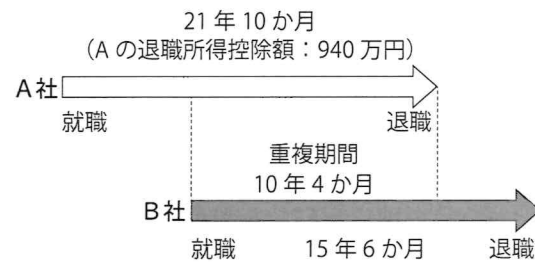


退職手当等(確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金以外)の支払いを受ける年の前年以前4年以内に他の支払者から支払いを受けた退職手当等がある場合、退職所得控除の額について調整計算を行います。

具体的には、本年分の退職手当等の勤続年数に基づいて算出した退職所得控除額から、勤続期間が重複している期間の年数に基づいて算出した退職所得控除額相当額を控除した残額になります(※)。(【図2参照】)

※ 前の退職手当等の支払額がその退職手当等の勤続期間に基づいて計算した退職所得控除額に満たない場合は、前の勤続期間を調整して、重複期間を計算します。

【図2】前年以前4年以内に退職金を受けた場合の退職所得控除額



- ① Bの勤続年数: 16年(1年未満の端数切上げ)
- ② ①の年数に基づく退職所得控除額相当額: 40万円×16年=640万円
- ③ 重複期間の年数: 10年(1年未満の端数切捨て)
- ④ ③の年数に基づく退職所得控除額相当額: 40万円×10年=400万円
- ⑤ Bの退職所得控除額: ②-④=240万円

※ Aの退職手当等の金額が940万円に満たない場合は、Aの勤続期間を調整したうえで、右の計算式の重複期間を計算します。

改正の内容

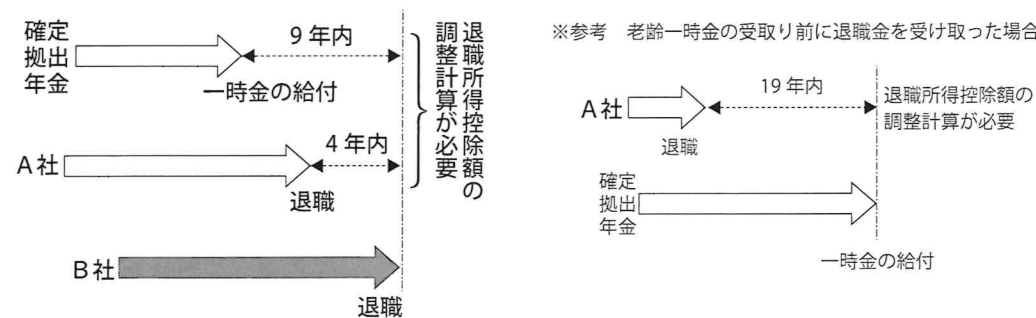
確定拠出年金の老齢給付金として支給される一時金とその他の退職金の支払いを受ける場合も、退職所得控除の調整規定の対象となりますが、その支給を受ける順番によって重複排除に係る調整期間が異なります。

① 「先に退職金の支給を受ける場合」は、その受給が老齢一時金の受給年以前19年以内の場合に調整規定の対象となりますが、② 「先に老齢一時金を受給する場合」は、受給年以前4年内とされています。

令和7年度税制改正では、課税の公平性の観点から、前記②のケースについて見直しが行われました。これにより、退職金の支払いを受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払いを受けている場合には、退職所得控除額の調整計算をすることになります。(【図3参照】)

この改正は、令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払いを受けている場合であって、同日以後に支払いを受けるべき退職手当等に適用されます。

【図3】令和7年度税制改正の内容



※参考 老齢一時金の受取り前に退職金を受け取った場合